

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の相次ぐ改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれている後期高齢者医療制度も発足後2年目に入りましたが、この制度を「廃止せよ」の怒りの声はさらに広がっています。

施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も、4月からの新たな介護認定基準の導入で、利用者の不安が一層広がっています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

税務課・市民窓口課・介護福祉課

【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【回答】福祉に携わる公務員として、憲法第25条、地方自治法第1条に基づいて事務を遂行することは、最も基本的なことであると考えています。常にこれらの条文に立ち返りながら、社会保障施策の充実に努めます。

- ② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

【回答】世界的な経済危機の中で、国は臨時経済対策として平成21年度補正予算でさまざまな交付金を制度化しました。この制度はほとんどが3年間の時限措置であります。市民に必要な制度については、引き続き継続を求めたいと思います。

- ③ 税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

【回答】現在のところサービスの制限を行う考えはありません。

介護福祉課

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、

介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

③ 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】①、② 低所得者に対しては、老齢福祉年金受給者を対象に保険料の減免制度や、利用料の助成を行っています。また、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費などの負担軽減制度も充実したものと考えていますが、低所得高齢者の厳しい状況をみると十分であるとは言えません。しかし、こうした制度は国が責任を持って行うべきものでありますので、市長会等を通じて要望していきたいと思っております。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

【回答】4月に改正された介護認定基準は、10月から大幅に見直されることになりました。この間、利用者だけでなく、市やケアマネジャーも含めて現場に大きな混乱が起こっています。この原因を作った厚生労働省の責任は重いものと考えています。

10月からの見直しにあたっては、利用者への事前の周知やケアマネジャーの研修などを行い、円滑な運用が図られるように努力したいと考えています。

④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】第3期計画で小規模多機能型居宅介護を2か所整備しました。また、第4期計画でも認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を1か所整備する予定で準備を進めています。特別養護老人ホームに大量の待機者がみえるなど介護施設の早急な整備が求められています。なお、低所得者が施設に入所した場合には、特定入所者介護サービス費により、負担軽減が図られています。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】第4期計画で介護職員の処遇改善を図るため、介護報酬が平均3%引き上げられました。また、10月からは「介護職員処遇改善交付金」制度が創設されますので、介護職員の賃金改善が図られるものと期待しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】本市では、配食サービスを生活支援型給食として1食340円で、毎日夕食をひとり暮らし高齢者等の自宅まで配達しています。料金の値上げにつきましては、今のところ考えておりません。また、閉じこもりを予防するために社会福祉協議会の支会活動として、「ふれあい昼食会」が年2~3回程度実施されています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

【回答】

ア 狭い市域の中に名鉄電車の駅が3駅あり、地域巡回バスを実施する予定はありません。外出支援については、85歳以上の方にタクシーチケットを配布し、基本料金と迎車料金の助成を実施しています。

イ 高齢者の集まりの場としては、市内2か所に老人憩の家があり、健康づくりや生きがいくりの活動拠点として、多くの高齢者にご利用いただいています。また、今年度には社会福祉法人が開設した介護サービス事業所に、地域交流サロンを設置していただき 3300 万円の補助金を交付しました。

介護福祉課・税務課

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】現行どおり障害者控除対象者認定書のある方を対象とし、市独自に要介護認定者すべてを対象とする考えはありません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】広報で周知するとともに、対象者には郵送により通知しています。

市民窓口課

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】県の制度を基本として実施していきたいと考えております。ひとり暮らし非課税者については、市単独事業で実施しております。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

【回答】福祉医療助成は、県の制度を基本としておりますので、市独自の助成は考えておりません。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】愛知県後期高齢者医療広域連合と密に連携し、対応をしていきたいと考えております。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】県の障害者医療費助成制度を基本として実施していきたいと考えております。

健康課

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

【回答】全国的にも取り組んでいる自治体は少ない状況であり、また、肺炎球菌ワクチン接種は予防接種法に基づいて市が実施する定期の予防接種ではないため、公費での助成は現在考えておりません。

3. 子育て支援について

市民窓口課

① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】子ども医療費の無料化については、県の補助制度を基本とし、市全体の施策の公平性、優先度等を考慮し、さらには他市町村の状況も踏まえて、平成 20 年4月から通院については小学校3年生まで市単独事業で実施しております。

健康課

② 妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検

査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

【回答】市では、平成21年2月から妊婦健康診査の公費負担回数を14回に増やしました。超音波検査については、出産予定日に35歳以上になる人を対象に1回を公費負担しています。

③ ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

【回答】

全国的にも取り組んでいる自治体は少ない状況であり、また、ヒブワクチン接種は予防接種法に基づいて市が実施する定期の予防接種ではないため、公費での助成は現在考えておりません。

学校教育課

④ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

【回答】生活保護基準額については、近隣市町の動向を踏まえ、対応していきたいと考えております。また、申請の受付は、市町村窓口でも受け付けております。

市民窓口課

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

【回答】国保税率等の改正は、国保財政の動向を見据え、安定化を図ったうえで判断するものと考えます。減免については、所得の減少、長期療養、災害等の場合についてそれぞれの基準により減免するものとしています。基準は県下の状況から低水準ではないと考えており、当面拡大する考えはありません。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

【回答】国保税額(医療保険分)は所得割、資産割、均等割、平等割により決めております。均等割については、被保険者1名について額を定めており、公平性の点からも改正の考えはありません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】前年度所得が市町村民税の基礎控除を超えない世帯は6割、前年度所得は33万円を超えるが世帯主を除く被保険者1人につき24万5千円を控除した額が33万円を超えない世帯は4割の軽減措置をしておりますので、減免制度を拡大する考えはもっておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】所得の激変による減免については前年度所得が300万円以下で当該年度の見込額が前年の合計額に比較してそれぞれの基準により減免をしており、基準額の変更の考えは持っておりません。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】本市においては、滞納者対策として平成12年度から短期被保険者証(6か月の有効期間)の交付を実施しており、特段の理由がなく、保険税を1年以上全く納付しない世帯を対象に交付しています。この短期被保険者証が交付されている世帯で、さらに1年以上同

じ状況が続く場合は資格証明書を交付するものとしております。いずれの場合も、一律的にではなく、対象となる被保険者と接触する機会を持ち、納付相談、納付指導を実施し、状況を把握したうえで判断しています。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

【回答】分納をしっかり守って納付している世帯には、通常の保険証を交付しています。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

【回答】国保税の滞納者については、納税相談や臨戸訪問をする中で、面談を通じて個々の状況を十分把握し、適切な対応をしながら国保税の徴収に努めておりますが、特段の理由がなく、一切納付に応じないなど全く誠意が認められない滞納者に対しては処分もやむを得ないものと考えております。

⑤ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

【回答】一部負担金の減免については、所得の減少、災害等の場合についてそれぞれの基準により減免するものとしており、当面拡大する考えはありません。なお、この制度に関しましては、国保税納付書発送時に案内チラシを同封するなど周知を行っています。

介護福祉課

5. 障がい者施策の充実について

- ①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。
- ②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。
- ③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

【回答】

- ①障がい福祉サービス等については、国の軽減制度がありますので、市独自の制度化は考えていません。
- ②地域生活支援事業の利用料を廃止する予定はありません。なお、生活保護世帯は無料としています。
- ③ケアホーム・グループホームにつきましては、運営費の補助事業を実施しています。(平成20年度 2事業所 996,100円)

市民窓口課・健康課

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】

特定健診につきましては、自己負担金は無料となっています。また、集団健診で実施していますので、8月中旬から10月中旬までの30日間となります。

歯周疾患検診については、無料で実施しています。がん検診については、委託料の30%程度の自己負担をお願いしております。現在のところ、がん検診を無料で実施することは考えておりません。なお、がん検診(子宮がん検診の個別を除く)、歯周疾患検診については、主に集団方式で期日を定めて行っていますので、通年にする予定は、今のところあり

ません。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

【回答】

現在35歳から39歳の住民に対しては健診費用の3割相当額(2,600円)で実施しています

⑥ 歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

【回答】

歯周疾患検診は、30歳以上のかたと妊婦を対象に「歯科健康診査」と65歳のかたを対象にした「65歳節目歯科健康診査」を無料で実施しています。

介護福祉課

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護の相談内容のお話を十分に伺ったうえ、ケース検討して保護の要否を判定しています。また、生活保護制度に基づく諸調査を実施しながら、生活に困窮する方には、早急に給付できるよう努めています。

⑦ 愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

【回答】県の「ホームレス等に対する適正な生活保護の適正について(通知)」に基づき、事務を進めています。

秘書課

⑧ そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

【回答】平成22年4月からケースワーカーを増員することで検討しています。また、平成21年4月から就労支援員1人、10月からは住宅確保等支援員1人を採用して生活保護行政に努めています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

市民窓口課

① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらすせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

【回答】

国民年金制度は、昭和34年の発足以来、50年近い歳月を経て、平成20年3月末には3,098万人の被保険者(第2号被保険者を除く)と2,593万人(福祉年金を含む)の受給者を擁する制度に発展し、国民の中に広く定着しております。

また、昭和61年の制度改正により、すべての国民が加入し、すべての国民に基礎年金を支給する国民皆年金となり、将来にわたって安定した制度とするため、給付と負担バランスの見直しや基礎年金に対する国庫負担割合の引き上げ、第3被保険者の特例届出などの改正が行われ現在に至っております。

また、新たな年金運営組織としての平成22年1月1日に、社会保険庁が廃止されるとともに日本年金機構が設立されることになりました。

しかし、一方で「年金機構」移行の凍結などの論議もあり、今後の国の動向を見守っていきたい。

- ⑨ 後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

【回答】今後の医療制度改革を見守り、要望すべきものについては市長会を通じて要望していきたいと考えております。

介護福祉課

- ⑩ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】介護保険制度については、高齢者の負担は限界に達しつつあるものと認識しており、国庫負担の増額を強く望んでいます。国に対しては、これからも機会があるごとに要望していきます。また、介護認定基準や介護労働者の処遇改善などについても同様です。

市民窓口課・健康課

- ⑪ 義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

【回答】

子ども医療費助成制度の創設等については、市長会を通じて、かねてから要望をしております。

妊産婦健診制度に関しては、県に意見は伝えたいと考えています。

税務課

- ⑫ 消費税の引き上げは行わないでください。

【回答】税体系全体から見ても、岩倉市独自で決定することはできませんが、近隣市町の動向を注視していきます。

健康課

- ⑬ 社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

【回答】岩倉市としては従来から看護師不足の解消のため、岩倉市、犬山市、江南市、大口町、扶桑町の3市2町で尾北看護専門学校に対し運営費を補助しております。

介護福祉課

- ⑦ 障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

【回答】新政権の3党合意の中にも障害者自立支援法の廃止はうたわれていますので、今後の動向を見守りたいと思います。

- ⑧ 介護保険サービス利用者としてされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

【回答】現在の制度は、介護保険サービスを優先適用し、障害者サービスについても、状況によって、利用いただけるものです。介護保険が優先することで、障害者の方に不利益が生じるような仕組みにはなっていません。

また、障害者施設の整備状況を勘案すると、介護保険が優先であることで利用できる施設が充足している場合もあり、障害者施策を優先することが必ずしも対象者の利益につながることは考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

市民窓口課

- ① 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】各福祉医療費助成制度の全体的なバランスを考慮したうえで、要望については検討したいと考えております。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】機会をみて要望してまいります。

③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

【回答】機会をみて要望してまいります。

④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】市として要望するものではないと考えております。

⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

【回答】機会をみて働きかけていきたいと考えております。

⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】機会をみて要望してまいります。

⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

【回答】精神障害者は増加傾向にあり、平成20年4月から一部県制度の対象となったものの、市単独事業としての医療費助成額も増加し続けています。厳しい財政状況の中、また、弱者対策として県制度の拡大を要望してまいります。

介護福祉課

⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

【回答】障害者自立支援法に基づく事業であり、障害者にとって必要な課題については、愛知県とも協力して、国に対して要望していきたいと思います。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

市民窓口課

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

【回答】広域連合議会において不採択となった請願でもあり、同じ趣旨の要望は差し控えたいと考えています。

以上